

退職後の住民税 手続き & 支払い方法 チェックリスト

1. 住民税の支払いで退職前に確定させること

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	退職日（年月日）を確定した
<input type="checkbox"/>	退職日を基準に、住民税の扱いが次のいずれかを確認した（下の分岐で該当をチェックした）

退職月別 分岐

<input type="checkbox"/>	退職日が 1/1～5/31 に該当する - 補足：原則として 未徴収分（～5月分） を最終給与・退職金から一括徴収。最終支給額が不足する場合は普通徴収へ切替となる場合がある
<input type="checkbox"/>	退職日が 6/1～12/31 に該当する - 補足：原則として 退職後は普通徴収 。希望により翌年5月分までを最終給与・退職金から一括徴収にできる場合がある

2. 会社側の処理を結果で確認する

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	退職時に、会社へ次を伝えた（該当する方のみ）
<input type="checkbox"/>	「6/1～12/31退職」かつ一括徴収を希望する／希望しないを伝えた - 補足：6/1～12/31退職は、翌年5月分までの住民税の納付方法を申し出れば一括徴収にできる
<input type="checkbox"/>	最終給与明細（または退職金明細）で、住民税の徴収状況を確認した <input type="checkbox"/> 「一括徴収」になっている（未徴収分がまとめて控除されている） <input type="checkbox"/> 「通常の月額分のみ」になっている（以後は普通徴収になる） <input type="checkbox"/> 最終支給額が不足し、一括徴収できていない可能性がある（以後は普通徴収の可能性）

3. 退職後に必ずやること

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	自治体からの郵便物（納税通知書／納付書）を受け取れる状態にした <input type="checkbox"/> 引越しがある場合、郵便の転送手続きを済ませた <input type="checkbox"/> 1/1時点の住所地の自治体から届く前提で待つ（自治体が変わる可能性があるため）
<input type="checkbox"/>	納付書の記載内容を確認した（届いたら当日中） <input type="checkbox"/> 納期限（期別） <input type="checkbox"/> 金額（期別／一括） <input type="checkbox"/> 利用できる納付手段（コンビニ、金融機関、口座振替、オンライン決済など） - 補足：納付手段は自治体により異なるため、納付書の記載内容が最優先
<input type="checkbox"/>	納付方法を決めた（普通徴収の人） <input type="checkbox"/> 年4回で納付する <input type="checkbox"/> 一括で納付する（可否と手順は納付書の案内どおりに実施する）

4. 【ケース別】 転職・開業のときの扱い

A. 退職後すぐ転職する（特別徴収に戻したい）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	転職先に「住民税を特別徴収に切り替えたい」旨を入社時に伝えた <input type="checkbox"/> 切替が完了するまで、納付書が届いた分は普通徴収で納める - 補足：手続きのタイミングにより、しばらく普通徴収が残る場合がある

B. 転職先未定／無職期間がある／開業する（普通徴収を継続）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	納付書に従い、自分で納付する <input type="checkbox"/> 納期限ごとに支払予定日を固定し、支払漏れ対策を設定した（カレンダー登録など）

5. 延滞金・督促・差押えを避けるポイント

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	「納期限を過ぎると延滞金が発生し得る」ことを前提に、納期限前に必ず納付する - 補足：延滞金の利率は年度で変わり、自治体が年度別に公表している利率に従う
<input type="checkbox"/>	納期限までに納付できない見込みになった時点で、自治体へ連絡する - 補足：放置すると督促される可能性があるため、未納が確定する前に連絡する

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	退職後の住民税の納付方法は、 退職日が1/1～5/31か、6/1～12/31か で扱いが大きく変わる
<input type="checkbox"/>	6/1～12/31退職は、 普通徴収が原則 で、希望により一括徴収が可能な場合がある
<input type="checkbox"/>	普通徴収は、納付書が届いた時に「納期限」「金額」「納付手段」を確定させないと、納付漏れが起きやすい
<input type="checkbox"/>	延滞金の利率は固定ではないため、数値を決め打ちせず 自治体の年度別公表値 を確認する

※2026年3月時点の情報をもとに作成しています